

令和2年度子育て応援カードキャンペーン事業実施業務委託仕様書

1 委託業務名

令和2年度子育て応援カードキャンペーン実施業務委託

2 委託業務の目的

子育て応援カードの利用促進を目的としたキャンペーンを実施することで、子育て家庭へのサービスを提供する協賛店（以下「協賛店」という。）の設置拡大やサービスの充実等を図るほか、子育て家庭への支援及び社会全体で子育てを応援する気運醸成を目的とする。

3 業務を委託する期間

契約日から令和3年3月31日まで

4 委託業務の内容

県と協議しながら、下記の業務を行う。

(1) 子育て応援カードキャンペーンの実施

① キャンペーン実施期間

「令和3年1月～令和3年2月」を中心に、県と協議の上決定すること。

② 内容

デジタルカードの利用促進のため、デジタルカードを提示して、キャンペーンに参加する協賛店（以下「参加協賛店」という。）を利用したカード利用者が応募すると、参加協賛店等が提供する賞品が当たるキャンペーンを実施する。

③ 広報

a 利用者向け

子育て応援カード利用者に対する効果的な広報について提案し、実施すること。

なお、デジタル化による利便性向上のPRとキャンペーンの案内を兼ねた内容とすること。

＜参考：令和元年度チラシ作成実績＞※チラシ作成を必須とするものではない。

作成部数：60,000枚

配布先：協賛店（約1,400カ所）、幼稚園・保育所・認定こども園（約530カ所）、児童館等（約140カ所）

※ 上記配布先に送付する場合、所在地等のデータの提供はこども政策課が行う。

b 店舗向け

子育て応援カードのデジタル化についてチラシにより再度周知するとともに、店舗内でのQRコード付きPOPの掲示を促す内容とする。また、パスワード忘れを訴える店舗が多いため、店舗ごとのパスワード等を併せて送付することとする。

作成部数：1450部（原稿は県にて作成。紙質は上質紙とし目に留めやすい内容とする。）

④ 参加協賛店の募集・管理

参加協賛店は、ウェブサイト上の協賛店用マイページを通じて参加申込を行う。県は、ポータルサイト管理者画面から参加協賛店データをCSV形式等により取得し、受託者へ引き渡すものとする。受託者は、受領した参加協賛店データを適切に管理し、賞品提供依頼や照会等に対

応すること。

⑤ 応募受付・管理

キャンペーンの応募は、各協賛店に設置予定の卓上POPに記載されたQRコードを読み込み、ポータルサイト上の専用フォームから行うこととする。県は、ポータルサイト管理者画面から応募者データ※をCSV形式等により適時に取得し、受託者に引き渡すものとする。

受託者は、受領した応募者データを使用して、応募の管理・集計（応募件数、利用店舗）等を行うこと。

※ デジタルカードはメールアドレス等で利用者の識別を行っており、応募時点では応募者の住所・氏名等の個人情報取得しない。

⑥ 賞品の選定・準備

賞品は、委託料のうち、10万円程度を充当して選定・準備するものとする。なお、賞品は子育て応援カード利用者である子育て家庭のニーズに合致したものとし、親子又は家族全員が利用できる企画のほか、物品については可能な限り県産品等を選定すること。

⑦ 抽選

受託者にて公正に抽選を行い、賞品毎の当選者を決定する。抽選方法を企画提案書に記載すること。当選者の決定に当たっては、事前に県から承諾を得ること。なお、当選者の重複に備え、次点の当選者もあわせて選出すること。

⑧ 賞品の発送

当選者に対してメールにより通知し、改めて賞品の送付に必要な個人情報を取得し、当選者へ賞品の発送を行うこと。当選者から一定期間内に返答がない場合、又は送付先情報取得の結果、当選者の重複があった場合には、次点の当選者を繰り上げるものとする。

⑨ 協賛店及び募集希望者等への対応

キャンペーン事務局として、問い合わせに対応すること。

(2) 子育て応援カード協賛店の募集

(1)③で作成したチラシ等の広報手段を活用して、子育て応援カード利用対象者のニーズに合った新規協賛店及びサービス内容を募集すること。募集に当たっては、20店舗以上の増加を目標とすること。また、キャンペーンチラシが送付できない所在不明の協賛店について、移転先等の調査を行い報告すること。

5 委託料の支払い

精算払とする。

6 業務遂行上の注意事項

- ・ 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- ・ 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。